様式第二十五号の六(第十七条の三十八関係)

(用紙Ａ４)

資格者証変更届出書

国土交通大臣
指定資格者証交付機関代表者　殿

令和　年　月　日

下記のとおり、
(1) 氏名　(2) 住所　(3) 所属建設業者　(4) 監理技術者資格
について、変更があつたので届出をします。

1．変更届出　(1)　(2)　(3)　(4)

2．既資格者証　交付番号　第　号　有効期限　令和　年　月　日

3．申請者氏名　フリガナ　氏名　旧姓

4．生年月日　元号　年　月　日
〔1．明治　2．大正　3．昭和　4．平成　5．令和〕

5．本籍　都道府県コード　都・道・府・県

6．住所　都道府県コード　郡市区町村名・街区符号・住居番号等
郵便番号　－　電話番号

7．所属建設業者　商号又は名称
許可番号　大臣・知事コード　国土交通大臣 知事 許可 (般－特)　第　号
電話番号

8．監理技術者資格
(1)区分　番号　号　(2)区分　番号　号
(3)区分　番号　号　(4)区分　番号　号
(5)区分　番号　号　(6)区分　番号　号
(7)区分　番号　号　(8)区分　番号　号
(9)区分　番号　号　(10)区分　番号　号

9．受付番号　受付場所　受付日令和　年　月　日

記載要領

1　太線の枠内には記入しないこと。

2　この申請書の□□□□で表示された枠(以下「カラム」という。)に記入する場合には、1カラム1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。

3　「変更届出」の欄は、変更する項目の該当する区分に○を記入すること。

4　「既資格者証」の欄は、既に交付を受けている資格者証の交付番号及び有効期限を記入すること。

5　「申請者氏名」の欄は、申請者の氏名(変更があつた場合は、変更後の氏名)を記入すること。「フリガナ」のカラムには、申請者の氏名(変更があつた場合は、変更後の氏名)をカタカナで例えば、カヌミカ゛セキ□□□のように左詰めで記入すること。その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、資格者証に旧姓の併記を希望する場合は、「旧姓」の欄に旧姓を併記すること。

6　「生年月日」の欄における「元号」のカラムには、該当するコードを記入すること。

7　「本籍」の欄は、本籍地の所在する都道府県名とその都道府県コード(変更があつた場合は、変更後の都道府県名とその都道府県コード)を記入すること。「都道府県コード」のカラムには、別表(三)の分類に従い該当するコードを記入すること。日本国籍を有しない者にあつては、その者の有する国籍とその該当するコードを別表(三)の分類に従い記入すること。

8　住所に変更があつた場合は、「住所」「郵便番号」「電話番号」のすべてのカラムに変更後の内容を記入すること。その際、「住所」のカラムには、都道府県コードとそれに続く住所を記入すること。「都道府県コード」のカラムには、別表(三)の分類に従い該当するコードを記入し、また、都道府県名に続く郡市区町村名・街区符号・住居番号等については、「丁目」「番」及び「号」をそれぞれ―(ハイフン)を用いて、例えば霞が関２―１―３□□□のように左詰めで記入すること。「電話番号」のカラムには、例えば０６―９４２―１１４１□□のように左詰めで記入すること。

9　所属する建設業者を変更した場合は、「所属建設業者」の欄のうち「商号又は名称」「許可番号」「電話番号」のすべてのカラムに変更後の内容を記入すること。その際、「商号又は名称」のカラムには、申請者が所属する建設業者の商号又は名称を記入し、法人の種類を表す文字については下表の略号を用いて、例えば(株)Ａ建設会社□□のように左詰めで記入すること。

(例(株)甲建設□
乙建設(有)□)

種　　類	略　　号
株式会社	(株)
特例有限会社	(有)
合名会社	(名)
合資会社	(資)
合同会社	(合)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)

「許可番号」のカラムには、所属建設業者の許可番号を記入すること。

「大臣・知事コード」のカラムには、所属建設業者が現在許可を受けている行政庁について別表(一)の分類に従い該当するコードを記入すること。

「国土交通大臣／知事」及び「般／特」のカラムについては、不要のものを消すこと。

「電話番号」のカラムには、所属建設業者の電話番号を記載要領8に従つて記入すること。

10　「監理技術者資格」の欄は、既に交付を受けている資格者証に記載されている監理技術者資格を有しなくなつた場合についてのみ記入すること。その際、「区分」のカ

ラムには、資格者証から記載を削除しようとする監理技術者資格について別表(二)の分類に従い該当するコードを記入すること。ただし、当該資格が法第15条第2号ロに該当することである場合には0 5と記入すること。

「番号」のカラムには、資格者証から記載を削除しようとする当該資格が法第27条第1項の規定による一級の技術検定の合格である場合には技術検定合格証明書の番号を、建築士法(昭和25年法律第202号)に基づく一級の建築士である場合には建築士登録番号を、技術士法(昭和58年法律第25号)に基づく第二次試験の合格である場合には第二次試験合格証番号を、法第15条第2号ロに該当することである場合には同号ロの指導監督的な実務の経験の基礎となる建設工事の種類に応じ下表の番号を、法第15条第2号ハに基づく国土交通大臣の認定である場合には認定番号を、それぞれ対応するカラムに例えば□□□□□□□□1 2のように右詰めで記入すること。

番号	建設工事の種類	番号	建設工事の種類	番号	建設工事の種類
03	大工工事	14	しゆんせつ工事	21	熱絶縁工事
04	左官工事	15	板金工事	22	電気通信工事
05	とび・土工・コンクリート工事	16	ガラス工事	24	さく井工事
06	石工事	17	塗装工事	25	建具工事
07	屋根工事	18	防水工事	26	水道施設工事
10	タイル・れんが・ブロック工事	19	内装仕上工事	27	消防施設工事
12	鉄筋工事	20	機械器具設置工事	28	清掃施設工事
				29	解体工事